資本関係及び人的関係がある者同士の同一入札への参加基準

令和５年３月１４日　制定

一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が発注する工事等の入札について、その公正な執行を図るため、入札に参加しようとする者に対し、一定の資本関係及び人的関係の有無（当該関係を有するときは、その内容を含む。以下同じ。）について申告を求めるとともに、入札の適正さが阻害されると考えられる関係性にある複数の者の同一入札への参加を制限するための基準を定める。

１　用語の定義

この基準で用いる用語について、次のとおり定義する。

⑴　工事等　　一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定。以下「工事等施行要領」という。）第２条第５号に規定する工事等をいう。

⑵　特定関係　　同一入札への参加制限理由となる一定の資本関係及び人的関係（入札の適正さが阻害されると認められるこれらと同視しうる関係を含む。以下同じ。）として、この基準で定めるものをいう。

⑶　参加登録申請者　　一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱（平成23年１月31日制定。以下「登録要綱」という。）第２条第２項に規定する申請者をいう。

⑷　参加資格者　　登録要綱第７条第１項（同第10条第２項及び第３項並びに第11条第２項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する資格者名簿に現に登録されている者をいう。

⑸　事業協同組合等　　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会をいう。

⑹　特定共同企業体　　一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領（平成27年３月24日制定。以下「共同企業体要領」という。）第２条に規定する特定共同企業体をいう。

⑺　被指名者　　指名競争入札に関し、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等被指名者選定基準（平成23年１月31日制定。以下「被指名者選定基準」の規定により選定された者をいう。

⑻　被指名者下限数　　被指名者選定基準第６条の規定により設計金額の区分に応じ指名すべき被指名者数の下限をいう。

⑼　親会社　　会社法（平成17年法律第86号。以下「法」という。）第２条第４号に規定する親会社をいう。

⑽　親会社等　　法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。

⑾　子会社　　法第２条第３号に規定する子会社をいう。

⑿　子会社等　　法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。

⒀　会社等　　会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。以下「省令」という。）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。

⒁　役員　　省令第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア　株式会社の取締役（法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、同条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。）

イ　法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ　法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ　組合の理事

オ　その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

⒂　管財人　　民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第１項の規定により選任された管財人をいう。

⒃　入札参加心得　　一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得（平成25年４月30日総務部長決裁）をいう。

⒄　関係集団　　同一入札の入札参加者又は被指名者間における特定関係の組み合わせにより形成される一つの集団をいう。

２　同一入札への参加制限理由となる関係について

入札に参加しようとする者は、次に掲げる関係（特定関係）の有無について、理事長へ申告しなければならない。

なお、特定関係の代表的事例については、同一入札への参加を制限される特定関係の代表的事例（別記例示）を参照すること。

⑴　資本関係

次のいずれかに該当する二者以上の関係をいう。

ア　親会社等と子会社等の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

⑵　人的関係

次のいずれかに該当する二者以上の関係をいう。

ア　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第２条第７項に規定する更生会社である場合を除く。

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑶　その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

事業協同組合等の組合とその構成員の関係にある場合のほか、上記⑴又は⑵と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3　特定関係の申告時期及び方法等

前記２の特定関係の有無については、次の区分に応じ、資本関係及び人的関係に関する申告書（別記様式１）により申告しなければならない。

⑴　参加登録申請者

登録要綱第３条に規定する定時登録及び追加登録申請を行うときを申告時期とし、同第５条に規定する書類の提出をもって申告に代える。

⑵　参加資格者

次のいずれかの申請書（届）を提出する必要が生じたときを申告時期とし、当該申請（届）に必要な書類の提出をもって申告に代える。

ア　登録要綱第９条に規定する競争入札等参加資格変更申請書（届）を提出する必要が生じたとき

イ　同第10条に規定する参加資格者登録の承継に係る競争入札等参加資格変更申請書（届）を提出する必要が生じたとき

ウ　同第11条に規定する登録業種・工種の変更申請を行うとき

⑶　一般競争入札の入札者及び指名競争入札の被指名者

当該入札に係る入札公告又は指名通知をした日から入札執行の完了に至るまでの間に、既に申告した特定関係の有無について変更が生じたとき、又は申告すべき特定関係について未申告であったこと若しくは事実と相違する内容の申告がなされていたことを覚知したときは、入札執行の完了に至るまでの間を申告時期とする。この場合、「７　基準に該当する場合の取扱い」の規定により提出を要する書類についてもあわせて提出しなければならない。

4　入札における特定関係の有無等を判定する時期

入札における特定関係の有無及びその申告の適正さについては、当該入札に係る入札公告又は指名通知をした日から入札執行の完了に至るまでの間を判定時期（判定対象期間）とする。

したがって、一般競争入札の参加者及び指名競争入札の被指名者は、当該判定対象期間中に特定関係にある二者以上の者の同一入札への参加を覚知したときは、「６　入札参加心得との関係」の規定により適切に対応しなければならない。

5　入札公告等への掲載

この基準により特定関係を有すると認められる者のした入札は無効とする旨を、入札公告又は指名通知書（いずれも付属書類等を含む。以下同じ。）に記載することとし、一般競争入札の入札者及び指名競争入札の被指名者に入札に関する条件として明示するものとする。

6　入札参加心得との関係

この基準に抵触しないようにすることを目的として、特定関係を有する当事者間（一般競争入札の参加者間及び指名競争入札の被指名者間をいう。以下同じ。）で同一入札において辞退する者（下記７に基づき、入札書の提出がなかったものとみなされる者を含む。以下同じ。）を決めるために連絡を取ることは、入札参加心得「４　公正な入札の確保」に規定する各禁止行為

に抵触するものではない。

7　基準に該当する場合の取扱い

この基準に該当する者のした入札は、入札条件に違反した入札として入札参加心得「８　無効入札　⑾」に基づき原則無効とする。

ただし、入札執行の完了に至るまでの間に、関係集団ごとに、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退するときは、残る一者のした入札は直ちに無効とはならない（ただし、特定関係以外に当該入札を無効とする理由がない場合に限る。）ものとし、その具体的な取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　一般競争入札

入札執行の完了に至るまでに、当該関係集団のうち一者を除いた全ての入札者（入札参加者のうち実際に入札書を提出した者をいう。）がこの基準に抵触しないようにすることを目的として、特定関係に伴う入札辞退届（別記様式２）を提出する場合は、当該辞退届を提出した者については、入札書の提出がなかったものとみなす。

⑵　指名競争入札

前記⑴の規定について、「入札者（入札参加者のうち実際に入札書を提出した者をいう。）」とあるのを「被指名者（入札書を提出した者に限る。）」と読み替えて準用する。

ただし、この基準及び被指名者選定基準に基づき指名可能な参加資格者の数が被指名者下限数を下回る場合を除き、当該入札の被指名者の総数からこの基準への抵触を回避する目的で競争に実質的に参加しなかったと認められる被指名者の数（入札書の提出がなかったとみなされる被指名者、入札辞退者及び不参加者の合計数）が被指名者下限数を下回る場合は、当該入札は無効とする。

8　落札者決定後に特定関係が判明した場合の取扱い

落札者の決定後、当該落札者が申告すべき特定関係について未申告又は事実と相違する内容の申告であったことが判明した場合は、理事長は、その判明時期により以下のとおり取扱うものとする。

⑴　落札者決定後から契約締結までの間に判明したとき

当該入札手続きを無効とし、落札決定を取り消すものとする。

⑵　契約締結後から当該工事等に着手するまでの間に判明したとき

契約の相手方と協議の上、原則として契約を解除するものとする。この場合において、理事長は、公社に責めがある場合を除き、契約解除に伴い生じる損害についての賠償は行わない。

⑶　着手後に判明したとき

契約の相手方に係る不正行為の有無や工事（業務）の進捗状況等を考慮し、当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。

9　虚偽申告等への対応

申告すべき特定関係について未申告又は事実と相違する内容の申告がなされていたことが判明した場合は、前記８による落札決定の取消又は契約解除の他、情状に応じて一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年７月31日制定）に基づく指名停止を行うことができる。

10　事業協同組合等による入札参加

⑴　事業協同組合等の入札参加については、この基準によるほか、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成２５年４月３０日理事長決裁）、一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要領（平成２５年４月３０日 総務部長決裁）及び公社諸規程に基づき定めることができる。この場合において、理事長は参加制限の内容、申告時期及び方法等を入札公告に明示するものとする。

⑵　事業協同組合等の代表者は、各構成員（各組合員）を代表して特定関係の有無を確認するとともに、必要な申告を行わなければならない。

⑶　前記⑵にかかわらず、単体企業等として参加資格者として登録されている代表者を含む各構成員（各組合員）は、この基準に抵触しないよう適切に対応しなければならない。

11　特定共同企業体による入札参加

入札参加者が特定共同企業体である場合において、特定関係にある複数の者の同一入札への参加制限については、前記10の各規定を準用する。この場合、準用にあたっては「事業協同組合等」とあるのを「特定共同企業体」と、「各構成員（各組合員）」とあるのを「各構成員」と読み替える。

12　随意契約への準用

この基準は、随意契約の見積合せ（特命を除く。）に係る各手続きに準用する。

附　則

１　この基準は、令和５年４月１日以降に入札公告又は指名通知する契約案件から適用する。

ただし、工事等施行要領第２条第４号に規定する保守管理業務の入札については、当分の間適用しない。

２　令和５年４月１日以降を登録有効期間の始期とする登録要綱第４条別表２に掲げる業種又は工種の参加資格者である場合を除き、当分の間、この基準に基づく特定関係の申告は要しない。

（別記例示）

同一入札への参加を制限される特定関係の代表的事例

１　特定関係がある者同士の同一入札への参加制限

入札参加者（被指名者）間に入札の適正さが阻害されると考えられる資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある場合は、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。

なお、用語の定義については「６　用語の定義」を、事業協同組合等については「４　事業協同組合等の取扱い」を、特定共同企業体については「５　特定共同企業体の取扱い」をあわせて確認してください。

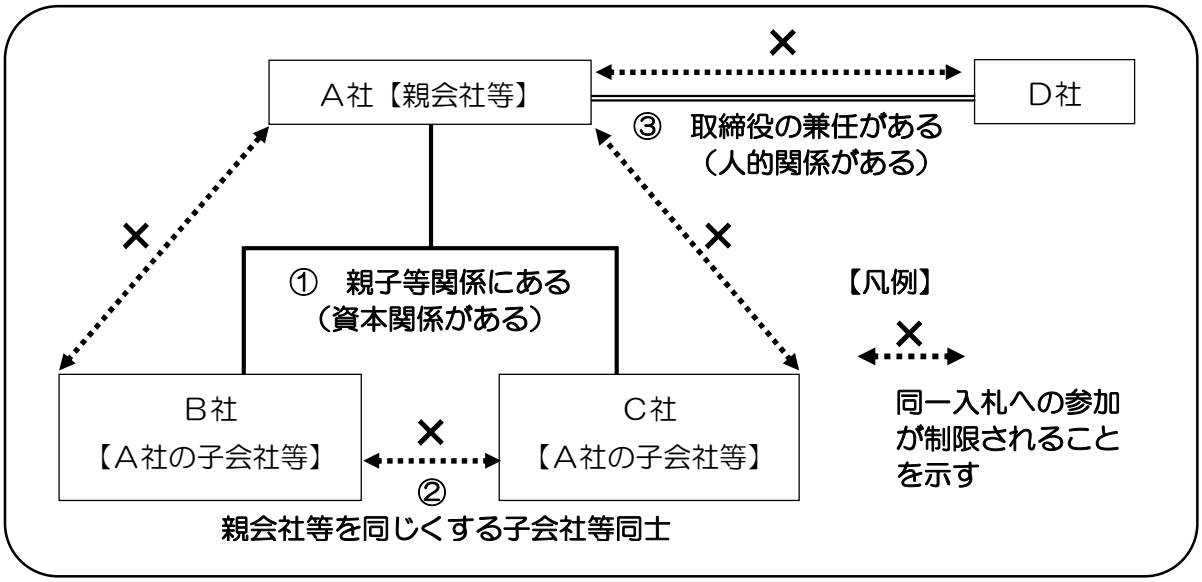

２　資本関係における親子等関係の判断事例

同一入札への参加が制限される資本関係（親子等関係）の代表的な事例は以下のとおりです。

なお、【例１】から【例１２】までの事例を含め、子会社等が次の①又は②に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子等関係はないものとします。

①　民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている場合
②　会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けている場合

【例１】　直接過半数の議決権を有している場合

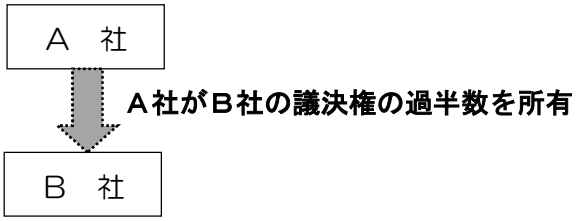

Ａ社は親会社等、Ｂ社はその子会社等

【例２】　親会社等と子会社等を合わせて過半数の議決権を有している場合

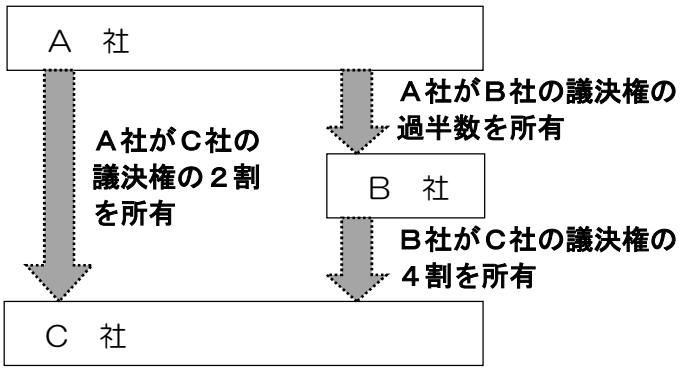

親子等関係にあるＡ社及びＢ社を合わせると、Ｃ社の議決権の過半数を有することから、会社法第２条の規定により、Ａ社はＣ社の親会社等とみなされ、Ｃ社はその子会社等とみなされる。

【例３】　子会社等が過半数の議決権を有している場合

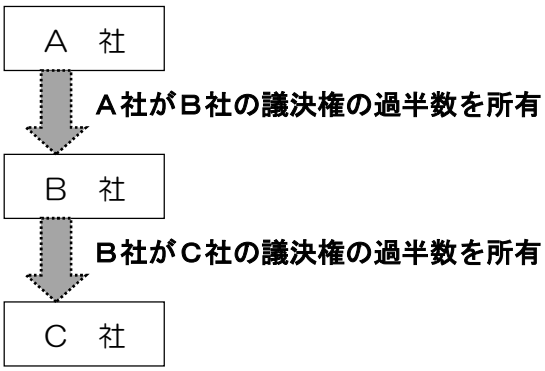

Ａ社とＢ社は親子等関係であり、子会社等であるＢ社がＣ社の議決権の過半数を有することから、会社法第２条の規定により、Ａ社はＣ社の親会社等とみなされ、Ｃ社はその子会社等とみなされる。

【例４】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、他の会社等※と合わせて過半数の議決権をする場合

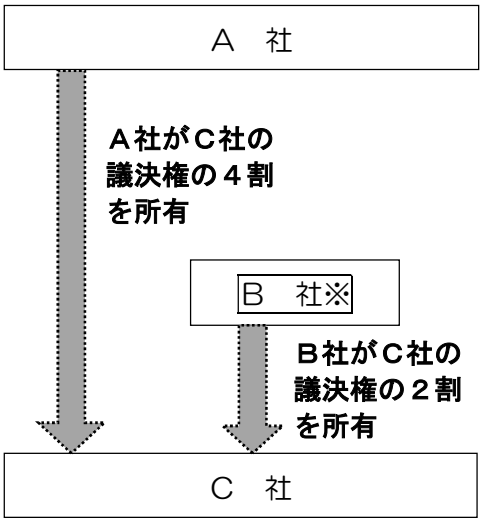

Ａ社とＢ社※が次の①～③のいずれかの関係に該当する場合、Ａ社はＣ社の議決権を過半数有することから、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

①　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者

②　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者

③　自己の配偶者又は二親等内の親族

【例５】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、一定の人的な関係※が他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合

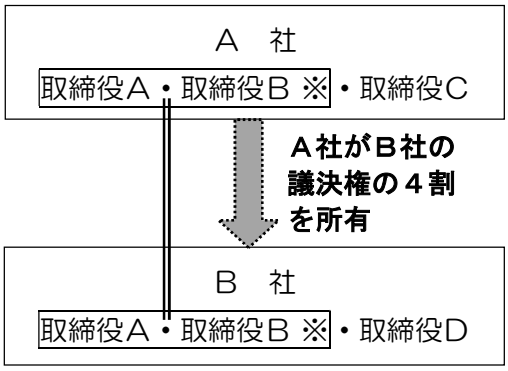

Ａ社とＢ社の取締役会等の構成員の過半数が次の①～③のいずれかの人的関係（一定の人的な関係※）に該当する場合、Ａ社とＢ社は親子等関係にあるとみなされる。

①　自己

②　自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者

③　自己の配偶者又は二親等内の親族

【例６】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合

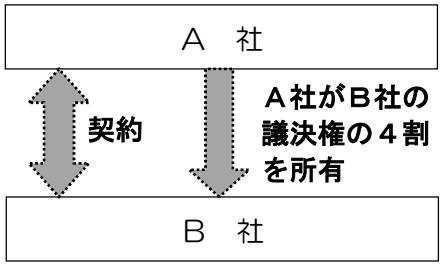

Ａ社がＢ社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約をしている場合、Ａ社とＢ社は親子等関係にあるとみなされる。

【例７】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、資金調達額の総額の５割超を融資している場合

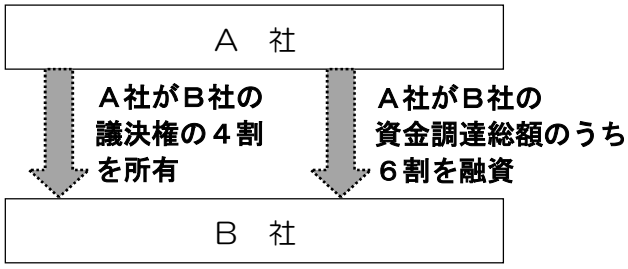

Ａ社がＢ社の資金調達額の総額の５割超を融資しているため、Ａ社とＢ社は親子等関係にあるとみなされる。

【例８】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、他の会社等※と合わせて資金調達額の総額の５割超を融資している場合

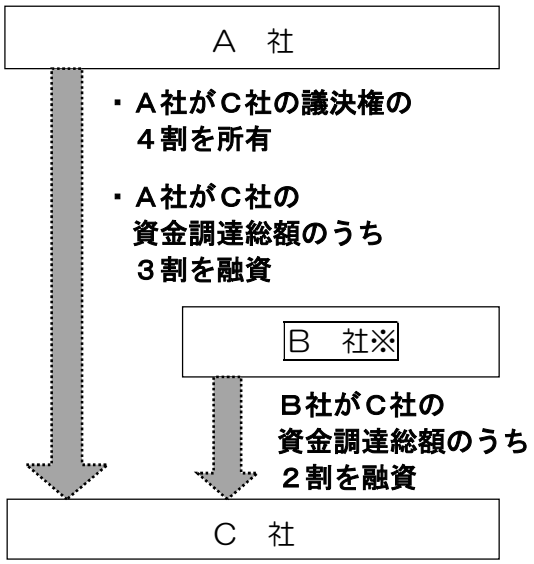

Ａ社とＢ社※が次の①又は②の関係に該当する場合、Ａ社はＣ社の資金調達総額の５割超を融資しているため、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

①　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係がある者

②　自己の配偶者又は二親等内の親族

【例９】　議決権の保有が０～４割未満で、他の会社等※１と合わせると過半数を超える場合で、一定の人的な関係※２が、取締役会等の構成員の過半数を占めている場合

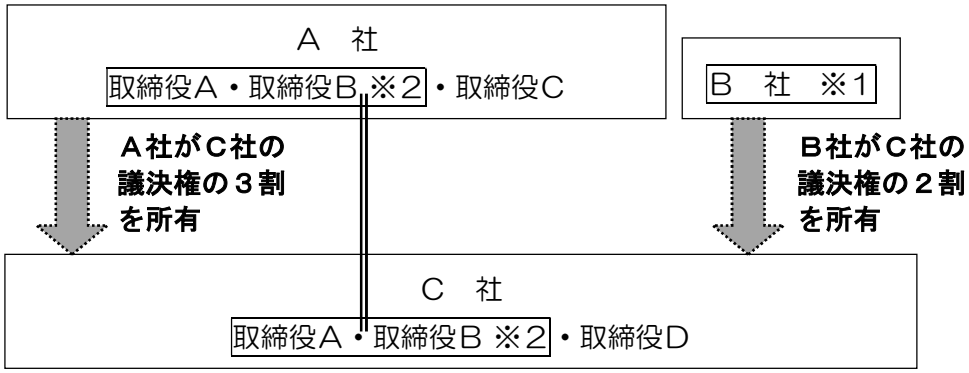

Ａ社とＢ社※１が次の①～③のいずれかの関係に該当し、さらにＡ社とＣ社が次の④～⑥のいずれかの関係（一定の人的な関係※２）に該当する場合、Ａ社はＣ社の議決権を過半数有しており、親子等関係にあるとみなされる。

１　Ａ社とＢ社※１の関係

①　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者

②　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者

③　自己の配偶者又は二親等内の親族

２　Ａ社とＣ社の取締役会等の構成員の人的関係（一定の人的な関係※２）

④　自己

⑤　自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者

⑥　自己の配偶者又は二親等内の親族

【例１０】　議決権の保有が０～４割未満で、他の会社等※１（【例９】と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合

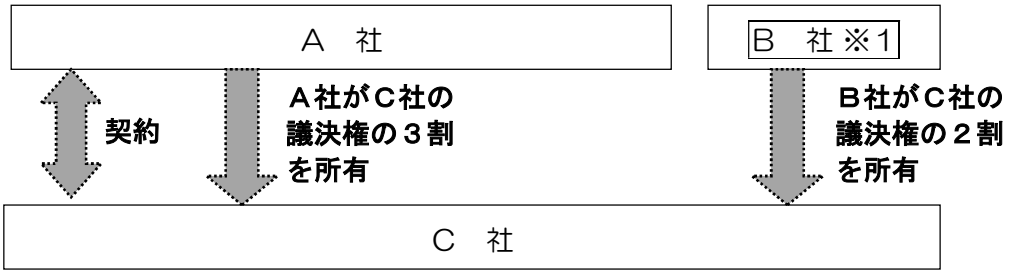

Ａ社がＣ社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約をしている場合、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

【例１１】　議決権の保有が０～４割未満で、他の会社等※１（【例９】と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、資金調達額の総額の５割超を融資している場合

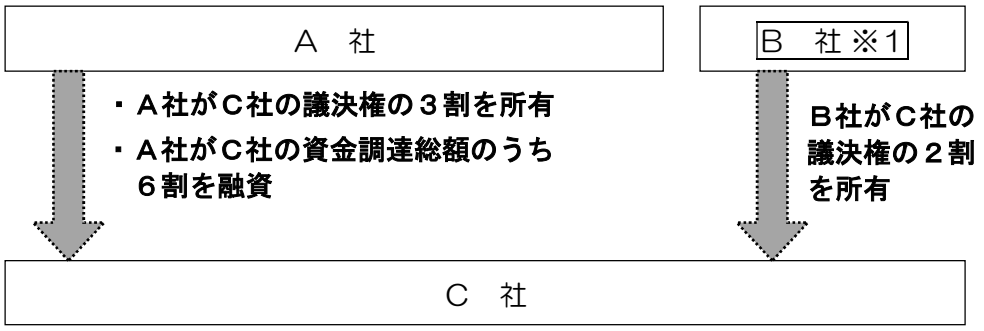

Ａ社はＣ社の資金調達総額の５割超を融資しているため、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

【例１２】　議決権の保有が０～４割未満で、他の会社等※１（【例９】と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、他の会社等と合わせて資金調達額の総額の５割超を融資している場合

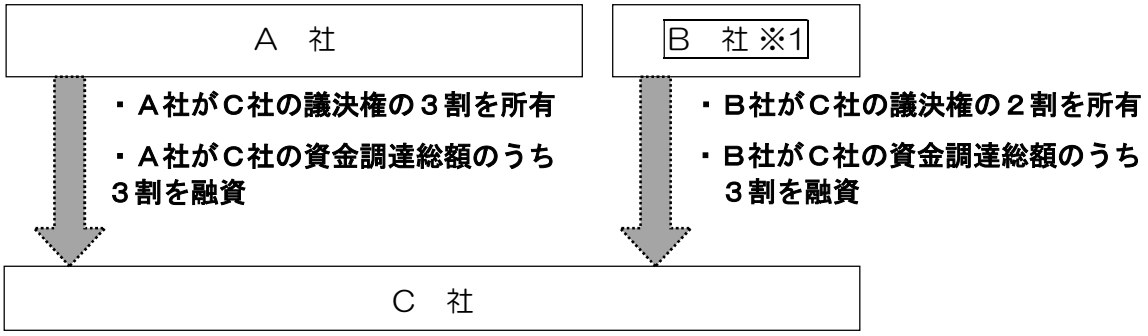

Ａ社はＢ社※１と合わせるとＣ社の資金調達額の総額の５割超を融資しているため、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

３　人的関係の基準

一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社等の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一入札への参加を制限します。

次の①～③のいずれかに該当する二者以上の関係が存在する場合は、**同一入札への参加制限を受ける人的関係**になります。

①　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第２条第７項に規定する更生会社である場合を除く。）

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

また、**上記①～③と同視しうる二者以上の人的関係（その他入札の適正さが阻害されると認められる関係）が存在する場合についても、同一入札への参加を制限**します。

４　事業協同組合等の取扱い

事業協同組合等（中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法の規定に基づき設立された組合又はその連合会をいう。以下同じ。）が入札に参加する場合には、当該組合の組合員（構成員）が同一入札に参加することはできません。

また、事業協同組合等の代表者が、当該事業協同組合等の組合員（構成員）である法人の役員である場合には、当該法人と特定関係にある会社等は同一入札に参加することはできません。

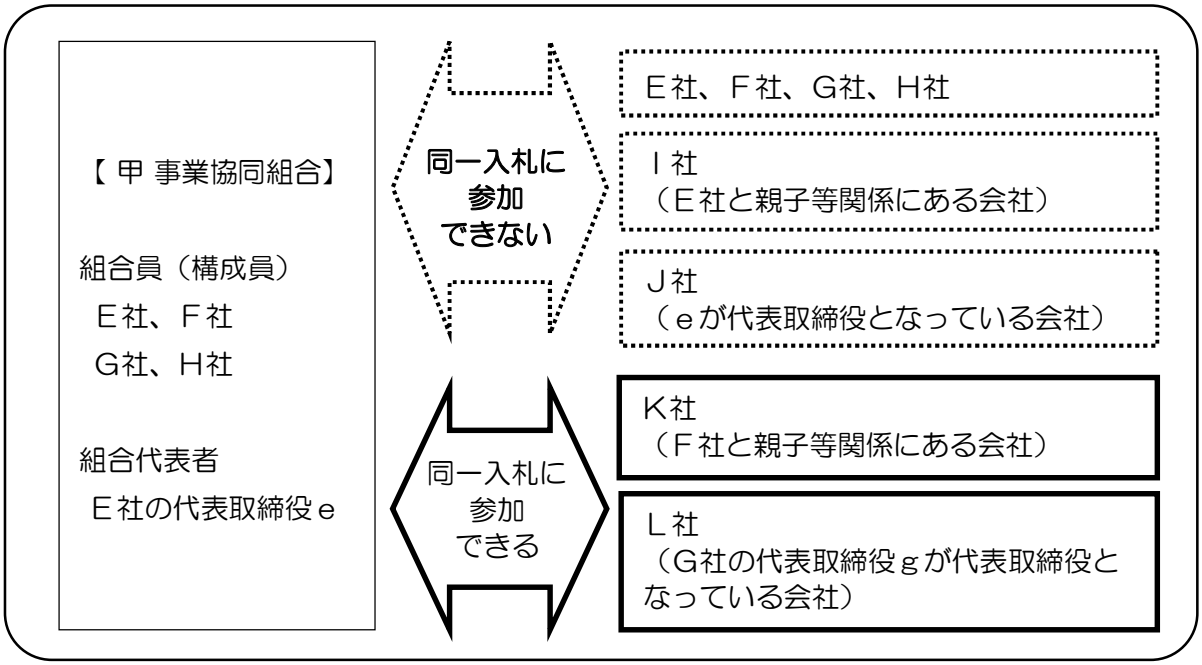

５　特定共同企業体の取扱い

特定共同企業体による参加が可能な入札において、入札参加者間に以下の事例のような特定関係がある場合は、同一入札への参加を制限します。

なお、特定共同企業体については、特定の工事等の施行等を目的として工事等ごとに結成する共同企業体のため、競争入札等の参加登録申請者として登録申請することはできません。

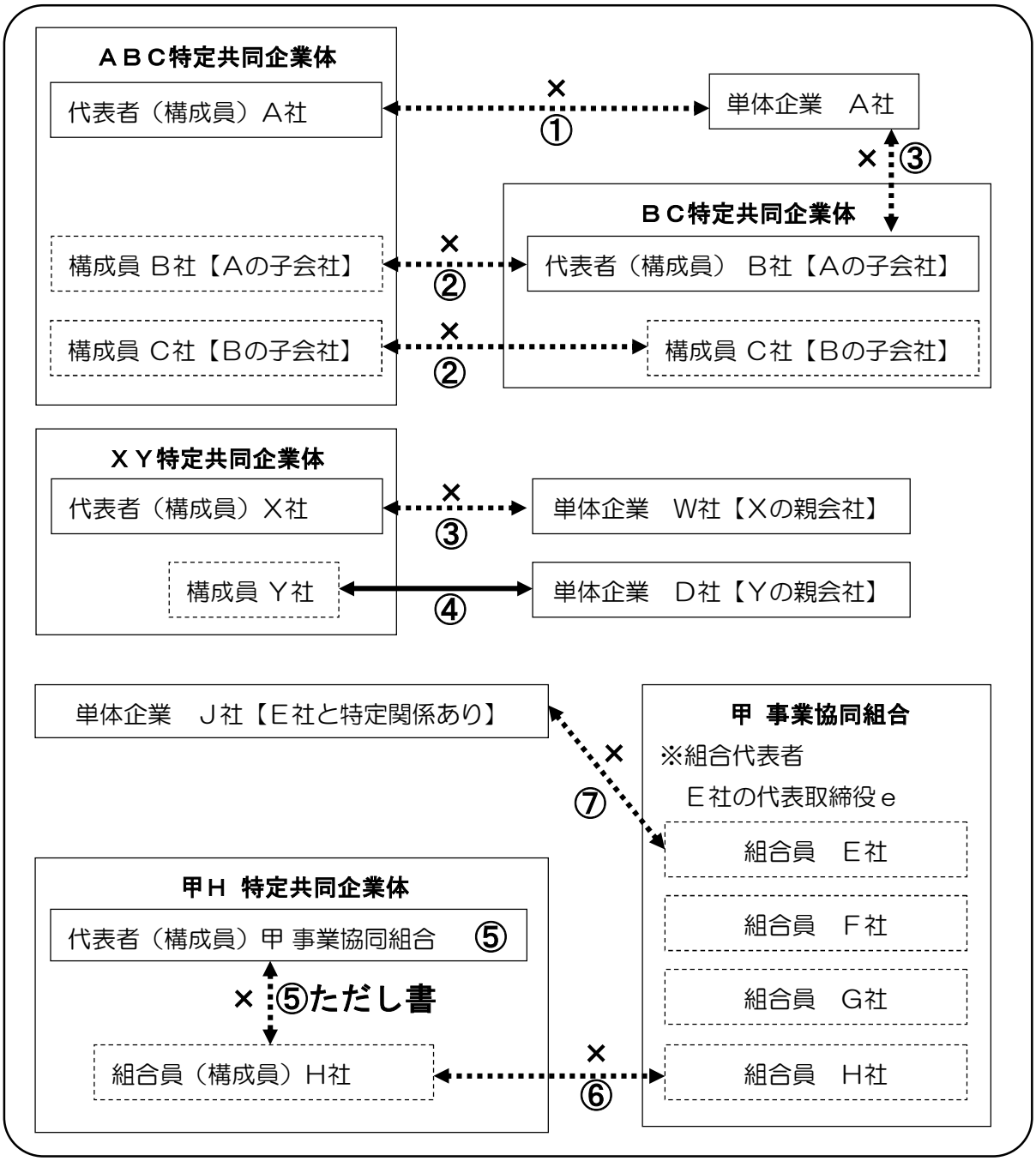

注１）　上記事例は、特定共同企業体と単体企業等（単体企業等とみなされる事業協同組合等を含む。）のいずれかで参加できる一般競争入札を仮定したものです。指名競争入札の場合は、説明文中の「入札参加者間」を「入札参加者（被指名者）間」とします。

注２）　上記事例が工事に係る入札である場合は、入札参加者（事業協同組合等及び特定共同企業体の場合においては代表者を含む構成員）と当該工事の設計業務等の受託者との間に特定関係があるときは、別途参加制限を受けることに留意してください。

（※　一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱第６条第８号から第１０号までを参照）

【特定共同企業体の取扱いに関する説明事例中で用いる記号等について】

記号等	同一入札への参加制限に関する取扱い内容等
× ◀┅┅▶	同一入札への参加制限を受ける資本関係又は人的関係（特定関係）があることを示す。
◀━━▶	入札参加者間に特定関係がある場合でも同一入札に参加可能なことを示す。 ※　一つの特定共同企業体内（一つの事業協同組合等内）の各構成員間における特定関係の存在自体は直接の制限対象とならないため、説明事例中では当該関係については記号等の表示はしていない
①	特定共同企業体の構成員（代表者を含む。）と 当該特定共同企業体の構成員（代表者を含む。）である単体企業等が同一入札に参加できないことを示す。
②	特定共同企業体の構成員（代表者を含む。）である単体企業等が ２以上の共同企業体の構成員（代表者を含む。）として同一入札に参加できないことを示す。
③	特定共同企業体の代表者である構成員と 当該代表者である構成員と特定関係を有する単体企業等が同一入札に参加できないことを示す。
④	特定共同企業体の代表者以外の構成員と 当該代表者以外の構成員と特定関係を有する会社等が同一入札に参加可能なことを示す。 ※　「４　事業協同組合等の取扱い」において、事業協同組合等の代表者が当該事業協同組合等の組合員（構成員）である法人の役員である場合を除き、当該法人と特定関係にある会社等の同一入札への参加が認められることを踏まえた取扱い
⑤	事業協同組合等の組合の特定共同企業体結成については、組合自体を単体企業等とみなす（ただし、組合と組合員（構成員）との組合せによる特定共同企業体結成は認められない）ことを示す。 ※　一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領第８条第２項を参照
⑥	組合として入札に参加する事業協同組合等と 当該組合の組合員（構成員）である単体企業等が同一入札に参加できないことを示す。
⑦	事業協同組合等の代表者が役員である当該組合等の組合員（構成員）の法人と 当該法人と特定関係にある会社等が同一入札に参加できないことを示す。

（別記様式１）

資本関係及び人的関係に関する申告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

所　　在　　地
申請（申告）者　商号又は名称
代表者職・氏名　　代表者印

申請者と一定の資本関係及び人的関係（以下「特定関係」という。）のある会社等の有無について、次のとおり申告します。

１　資本関係又は人的関係がある会社等の有無　　（　有り　・　無し　）

※　申告対象となる会社等の範囲は、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者である者（参加資格者登録申請をしようとする者を含む。）のみで可

※（　）内の該当するものを〇で囲むこと。「無し」の場合は、これ以降の記入は不要

２　特定関係の内容　（申請者以外の会社等について記載）

特定関係にある会社等の商号又は名称（人的関係については、役職・氏名）	所在地	代表者職・氏名	区分※
			資本 人的
			資本 人的
			資本 人的
			資本 人的

※「区分」欄のうち、「資本」は資本関係のある会社等、「人的」は人的関係のある会社等をいい、該当するものを〇で囲むこと。記入欄が不足する場合は、この申告書を複数枚使用して記載し、代表者印で割印のうえ提出すること。

※ この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。

【備考】

1　資本関係のある会社等

⑴　親会社等と子会社等の関係にある場合　　⑵　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

※⑴・⑵とも、親会社等とは、会社法（平成17年法律第86号）第２条第４号に規定する親会社等を、子会社等とは会社法第２条第３号の規定による子会社等をいい、子会社等が更生会社又は民事再生手続中の会社等である場合を除く。

2　人的関係のある会社等

⑴　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（会社等の一方が更生会社又は民事再生手続中の会社等である場合を除く。）

①　株式会社の取締役（ただし、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款の定めにより業務を執行しないこととされている取締役は除く。）

②　指名委員等設置会社の執行役

③　持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）の社員（定款の定めにより業務を執行しないこととされている社員は除く。）

④　組合の理事

⑤　その他業務を執行する者であって、①から④に掲げる者に準ずる者

⑵　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑶　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑷　協同組合等とその構成員の場合

（別記様式2）

特定関係に伴う入札（見積）辞退届

令和　　年　　月　　日

一般財団法人札幌市住宅管理公社 理事長　様

住　所

入札(見積)者　会社名

代表者　　㊞

入札(見積) 日時　　令和　　年　　月　　日　　午前　　時　　分

工事（業務）名称

特定関係を有する入札（見積）者同士が同一入札（見積合せ）に参加をすることを回避するため、上記工事（業務）の入札（見積合せ）への参加を辞退いたします。

・ 訂正する場合は、入札(見積)者の代表者印によること。
・ 提出先は、入札(見積)前は契約担当課、入札(見積)中は入札(見積)執行者です。
・ 原則として、資本関係及び人的関係に係る申告書（別記様式1）と同時に提出すること。
・ この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。